

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		八幡西区役所総務企画課		093－642－1442			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度コムシティ公用車駐車場管理業務	公益社団法人 北九州市シルバー人材センター	10,627,100	令和6年3月27日	黒崎駅西駐車場は、地下1階から7階までの建物で、市営駐車場部分（地下1階～7階）と公用車駐車場部分（黒崎駅西駐車場棟の屋上及びコムシティ高層棟の屋上）があり、市営駐車場部分については、指定管理者制度を導入している。当該委託は、公用車駐車場部分の管理業務であるが、黒崎駅西駐車場の管理室は1つしかなく、管制機器も共有していることから、指定管理者が一体的に管理する必要がある。 ※公益社団法人北九州市シルバー人材センターの指定管理者期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日	自治法 施行令 第6号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	
令和6年度八幡西区役所出張所清掃業務委託	西日本ビルメンテナンス協同組合	7,524,000	令和6年3月18日	指名競争入札を行った結果、入札不調となったため。	自治法 施行令 第8号	7,565,813	
令和5年度「黒崎地区にぎわいづくり事業」実施業務	株式会社まちづくりくろさき	3,488,980	令和5年11月16日	当イベント実施に伴う委託業者を選定するにあたり、斬新なアイデアと集客力のある企画を提案できる業者を求めるため、公募型プロポーザル方式を採用した。 企画提案審査会において、参加業者によるプレゼンテーション及び質疑応答を行った結果、審査員から最も高い評価を得た上記業者を委託業者として決定し、随意契約を締結したもの。	自治法 施行令 第2号	3,488,980	

（注）「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		八幡西区役所コミュニティ支援課		093-642-1336			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
八幡西区各市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	青山まちづくり協議会他32団体	211,829,720	令和5年3月31日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該校区の自治会、社会協議会、小学校PTA、婦人会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適正であると認められるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
青山市民センター他10館 清掃業務委託	株式会社 愛和环境管理	12,803,023	令和6年3月29日	入札不調による随意契約	自治法 施行令 第8号	12,803,023	
赤坂市民センター他10館 清掃業務委託	株式会社環境セイビ	11,957,000	令和6年3月29日	入札不調による随意契約	自治法 施行令 第8号	11,957,123	
池田市民センター他11館 清掃業務委託	北九州ビルメンテナンス協同組合	12,196,800	令和6年3月29日	入札不調による随意契約	自治法 施行令 第8号	12,201,534	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先	八幡西区役所まちづくり整備課	093-642-1453
-----------	----------------	--------------

件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
瀬板の森公園他6公園樹木撤去業務委託	有限会社岡野造園土木	5,093,000	令和5年10月3日	指名競争入札に付したが、落札者がいなかったため。	自治法 施行令 第8号	5,095,200	
黒崎コムシティ前他昇降機管理業務委託	株式会社九電工	8,712,000	令和6年3月12日	本業務委託は、カメラ及び昇降機管理盤による昇降機の監視等を含み、カメラモニター及び昇降機管理盤は、コムシティ内事務所に設置されており、同施設の建物管理システムの一部となっている。 このことから、別途監視室を設けてモニター等を設置し人員配置を行う方式に比べ、コムシティの建物管理業務と一体として実施した方が大幅なコスト縮減を図ることができる。 よって、コムシティ管理組合から同施設の建物管理業務を受託している当該業者と特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第6号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	
カムズ黒崎前他昇降機管理業務委託	株式会社アームズ	9,504,000	令和6年3月15日	指名競争入札に付したが、落札者がいなかったため。	自治法 施行令 第8号	9,543,600	
黒崎コムシティ前他エスカレーター保守点検業務委託	株式会社日立ビルシステム 西日本支社北九州統括営業所	5,478,000	令和6年3月19日	本業務委託では、本施設の構造および主要な機器構成等を熟知した業者による業務遂行が必要不可欠である。 また、故障等が発生した場合、同一メーカーの部品による即時復旧が必要となる。 一部を他社製造メーカーの部品とした場合、システム全体の責任区分が不明確となり、人身事故や故障発生時の対応も困難となる。 よって、本施設の製造メーカーとして、各機器の構造及び機能を熟知している当該業者と特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)	

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		八幡西区役所まちづくり整備課		093-642-1453			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
本城駅前他昇降機保守点検業務委託	東芝エレベータ株式会社九州支社	12,599,400	令和6年3月21日	本業務委託では、本施設の構造および主要な機器構成等を熟知した業者による業務遂行が必要不可欠である。 また、故障等が発生した場合、同一メーカーの部品による即時復旧が必要となる。 一部を他社製造メーカーの部品とした場合、システム全体の責任区分が不明確となり、人身事故や故障発生時の対応も困難となる。 よって、本施設の製造メーカーとして、各機器の構造及び機能を熟知している当該業者と特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
黒崎駅前他昇降機保守点検業務委託	三菱電機ビルソリューションズ株式会社北九州支店	2,590,500	令和6年3月26日	本業務委託では、本施設の構造および主要な機器構成等を熟知した業者による業務遂行が必要不可欠である。 また、故障等が発生した場合、同一メーカーの部品による即時復旧が必要となる。 一部を他社製造メーカーの部品とした場合、システム全体の責任区分が不明確となり、人身事故や故障発生時の対応も困難となる。 よって、本施設の製造メーカーとして、各機器の構造及び機能を熟知している当該業者と特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	
吉祥寺公園フジ管理業務委託	吉祥寺公園藤管理委員会	1,518,000	令和6年3月26日	吉祥寺公園は大藤棚を中心に多くの藤棚を有し、隣接する吉祥寺の樹齢150年の藤と一体となって開花期には多くの花見客で賑わう公園である。藤の名所としての管理は、花の長さを長くすることで、美しさを醸し出すものであり、地域の気象条件を考慮し、適宜の維持管理を行う必要がある。また、隣接する吉祥寺の藤と連携し、藤まつりに合わせた管理が必要であり、地元の協力が不可欠である。吉祥寺公園藤管理委員会は、当該公園の藤管理のために設立された団体で、地元住民や吉祥寺の藤の管理者で構成され、地区の気候、土壌、藤の管理に精通している。他に藤管理を行うことができる地元団体はないため、当該団体と特命随意契約とするもの。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約で、継続性がある）	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。
○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		八幡西区役所保健福祉課		093－642－1449			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和5年度北九州市放課後児童クラブ事業委託契約	青山放課後児童クラブ運営委員会 ほか25クラブ	498,836,944	令和6年3月22日	放課後児童クラブの運営は、小学校に就学している児童に対し、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図ることを目的とし、委託先については、「北九州市放課後児童クラブ事業実施要綱」第3条により、公益法人その他の市長が適当と認める公共的団体となっている。従って、本事業については、各校区の地元関係者で放課後児童クラブの運営を目的として設立された運営委員会に対して委託するものである。	自治法 施行令 第2号	非公表 （特命随意契約 で、継続性がある）	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

- 自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号
- 特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号